

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 2 月 10 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例
(国家戦略特別区域法第 25 条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

⑤ 森ビル株式会社が、愛宕地区において、外国人等の滞在ニーズに対応した住宅・サービスアパートメント・外国人居住者等の生活支援施設を整備する。
【平成 29 年 3 月に着工予定】

⑥ 三菱地所株式会社が、大手町（常盤橋）地区において、国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の機能を備えたランドマークとなる超高層の拠点を整備する。【平成 29 年 4 月に着工予定】

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

⑧ 民間事業者が、荒川区立宮前公園（東京都荒川区）に保育所を設置するため、荒川区が同公園内の施設を当該事業者を提供し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】

⑨ 株式会社サクセスアカデミーが、品川区立しながわ区民公園（東京都品川区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】

(20) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 新橋 4 丁目地区外国会社等事業創出支援施設取得・運営事業

② 虎ノ門 1 丁目地区外国会社等事業創出支援施設取得・運営事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

将来的に世界規模で成長が見込まれる有望な分野の事業を新たに実施する外国会社や外国人起業家等を対象とした事業創出支援施設（インキュベーションオフィス）を整備・提供するとともに、経営管理に関する支援を実施する。

b) 当該事業が行われる区域

①の事業：東京都港区新橋4丁目1番1～3、11、7番1、7～9、15～16

②の事業：東京都港区虎ノ門1丁目17番～20番

c) 当該事業の実施期間

①の事業：平成28年8月着工、平成30年9月竣工及び運営開始

②の事業：平成29年2月着工、平成31年12月竣工及び運営開始

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

新たに事業を行う外国会社等を対象とした事業創出支援施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による事業創出支援施設の整備及び新たに事業を行う外国会社等の自立化の支援は、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体

①の事業：森ビル株式会社（東京都港区）

大林新星和不動産株式会社（東京都千代田区）

②の事業：森ビル株式会社（東京都港区）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年4月1日に設置】

センターには、サテライトセンターを設置する。【平成29年4月1日に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都

- ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構本部 7 階（アーク森ビル：東京都港区赤坂 1-12-32）
サテライトセンター（渋谷区渋谷 2-22-8 名取ビル 306 号室）
- iii) ～ v) (略)